

霧島地区の環境問題について伺う。

霧島市の特産品として黒豚が上げられている。ところが黒豚を生産する施設の近隣にお住まいの方々、農家の方々に多大な迷惑を掛けている実態が浮かび上がっている。霧島田口の渡辺パークシャーに対して近隣にお住まいの方々から長年に亘って環境問題についての苦情の申立てが行われているが改善されない。この事案は平野副市長を含め、幹部の皆様が取組まれた案件である。市は苦情に対してどのような対応を取ってきたか、今後どのように対応するかを伺う。

農林水産部長答弁。

霧島市の畜産業においては、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき、飼養規模に応じた堆肥舎や汚水処理施設等の施設整備を行い、適切な堆肥の利用促進を進めるなど、環境と調和した畜産経営を関係機関一体となって推進している。

質問の渡辺パークシャーについては、指摘のとおり、これまで地域住民から環境問題に関する苦情が寄せられており、その都度、県地域振興局、保健所、市関係課と農場へ出向き、原因の調査と不具合箇所の改善について、鹿児島県小規模事業場等排水対策指導指針及び鹿児島県畜産環境保全対策指導指針に基づき、汚水処理施設等の適切な維持管理を徹底するように指導助言を行ってきた。

今後も、環境問題に対する苦情については、これまでと同様に県との連携による対応を行うとともに、農場主の許可を得ることが大前提となるが、必要に応じて市単独による立入り調査等を実施したい。

質問席

霧島田口の渡辺パークシャーから排出される悪臭、汚水に対する市の対応について再質問する。画像を見ていただく。

- ・霧島支所の皆さんと一緒に確認した。
- ・浄化槽の外へあふれ出した汚物。
- ・敷地外へも汚物は染み出している。
- ・路上へ汚水が流れ出している。
- ・浄化槽にはスカムが堆積している。

このような事実を伝えた上で質問に入る。

Q：平成 24 年 9 月の環福常任委員会の議事録には、84 回の行政指導がなされたとの記録がある。事実か？

農政畜産課長：苦情に応じて県と一緒に指導した。繰り返し指導した回数である。

Q：指導の効果があったか？

農政畜産課長：原因になっている分について、例えば浄化槽のバッキ層の中から何らかの原因で場内の汚物の溜りで逆流し、一杯になった。溜りの改善、嵩上げなど、いくつかの点については改善がなされている。

Q：ご近所の方々からの苦情が絶えないことに対し、どう思うか？

霧島支所原田課長：未だ改善されていない部分がある。相談、指導を行っているが改善されないのが現状である。

Q：平成 19 年 1 月 24 日の持松地区自治公民館での住民説明会で『浄化槽の運転について責任者の考え方に変化があった』との報告と、汚水処理施設の作動確認指導、及び定期的な水質検査を行う旨

の記述がある。これは現在でも実施されているか？

霧島支所原田課長：その記録はある。その後は逐次住民の指摘を元に立入りをしている。

Q：定期的な水質検査を行う旨の記述がある。実施しているかを質問している。

環境衛生課長：市内の 31 事業場（39 箇所）を対象とした水質検査を毎年実施している。その中に渡辺パークシャー近辺も含まれている。

Q：H240717 苦情報告書に『高齢になり、養豚場を止め、その後公園にでもしたい』との記録がある。このような動きがあるか？

霧島支所原田課長：渡辺氏の経営の部分であり、知らない。

Q：その場限りの発言と受取る。この養豚場は田口土地改良区の用水を使っており水利権も確保しているとのことだがこの水路の水を使って場内の掃除等に用い市の側溝を通じて深迫川水系に流すのは合法か？

霧島支所原田課長：水利組合が管理している。水利組合と個人の話の中で水利組合が受け入れるのがベターである。あくまでも水利組合と渡辺氏との話である。市の側溝に流すことは違法ではない。

Q：牧園地区の方々は田口水系の汚水が深迫川に流れていることに関して疑問を持っている。それは違法ではないという見解か？

霧島支所原田課長：違法ではない。

Q：県の苦情処理文書、市の苦情処理文書で施設の老朽化を原因とするコメントが多数ある。県は 15 人槽の合併浄化槽設置後も浄化施設の新設を検討すべきとの指導を行っている。施設が老朽化していることを言い訳に汚水の垂流しを容認するか？

霧島支所原田課長：容認する問題ではない。原因としては浄化槽の構造そのものではなく、浄化槽までの受入れの溜枳に不具合がある。ポンプの自動運転がなされなかったことなどの問題は把握している。今後とも浄化槽に付随する設備について粘り強く相談してゆく。

Q：県が浄化施設の新設を検討すべきとの指摘を行っている。これについて答弁を求める。（新設を浚渫と誤解しての答弁が続く）

霧島支所原田課長：現場は確認している。新設をするほどの浄化槽ではないと認識。県がどこを見て新設の検討を判断したのかは理解していない。

Q：この件については始良振興局に確認し回答を求める。

県の指導文書でスカムの指摘が多くある。先ほどの画像で見ていただいたとおり、スカムが溢れている。スカムについてどのように認識しているか？

霧島支所原田課長：県振興局出張復命書には、スカムの発生が原因で汚水がオーバーフローし、また、適正な浄化処理がなされていないことからスカムが大量に発生している旨の記録が多数ある。「スカムについては当然発生する。スカム発生は止むを得ない。」と答弁したが、一般論として人用合併浄化槽や下水道処理施設等でのスカム発生についての見解であり、家畜糞尿処理施設のみを指すものではない。糞尿処理施設については、良好な浄化処理（適正な空気量、汚泥管理）がなされていれば、スカム発生を抑制でき、仮に発生した場合は散水などでスカム層を分散し、沈降させるなどの処理を行う必要がある。また、泡についても、曝気槽の空気量調整と活性汚泥の管理により発生を防ぐことができる。これらについても定期的な立入調査により、スカム等の発生がないよう指導する。

Q：糞はカキトリ方式で処理するとなっている。堆肥舎の構造を承知しているか？ 県の文書では完熟堆肥とするように指導している。実態をどのように確認しているか？

農政畜産課長：毎日カキトリをし、堆肥舎に持ち込み、発酵してから畑、果樹園に還元していると聞いた。

Q：確認したかを質問している。

農政畜産課長：先般、立入りをしたときに確認している。

Q：完熟を確認した上で処理されているという事であるが、そうでなかったときには別途同う。この施設の公害に対して適用できる法律を示せ。

農政畜産課長：家畜排泄物の管理、及び利用促進に関する法律がある。豚の場合、3 ヶ月、100 頭以上の飼育施設に適用される。当農場の場合 3 ヶ月、70 頭であり、この法律に該当しない。県の環境保全の畜産確立基本方針に基づいて対策指導指針に基づいて指導助言を実施している。

環境衛生課長：環境関係では廃棄物処理法で廃棄物をみだりに投棄してはならないとの規定があり、状況によってはこれに抵触する場合がある。

Q：県の小規模事業場等排水対策指導指針の市町村の役割として排出水の適正処理、排水処理施設の設置指導、排水処理施設等の維持管理の指導が明記されている。これをどのように解釈するか？

霧島支所原田課長：指導指針に県の役割、市の役割、事業者の役割が課せられている。それぞれの役割を遵守しながら、指導管理にあたる。

Q：霧島市はどのような指導が出来るかを質問している。指導名目で現場立入りが許されるかも含めて明快な答弁を求めている。

霧島支所原田課長：市町村の役割、①出水の適正処理について個別の指導を行う。②県と協力して排水処理施設の設置指導等を行う。③排水処理施設等の維持管理の徹底等を指導する。と明記されている。これを遵守しながら指導してゆく。特に豚の場合、病原体に弱いことから立入りについて場主の許可を必要とする。外周にはすぐに行ける。今後とも鋭意努力をする。

Q：農政畜産課長に県の見解をお伝えしている。県に確認したか？

農政畜産課長：今までは霧島市は県と一緒に無いと場内に入れないと認識であった。議員の示した資料に基づき県に確認したところ農場主の許可をもらえば入れるとのことであった。今後はこのような形で許可をもらった上で立ち入り調査等を実施する。

Q：悪臭防止法の運用は市に移管されている。10月より施行されます悪臭対策としての臭気指数規制は適用されるか？臭気指数に抵触していた場合、悪臭防止法では『市町村長は、事業場において規制基準に適合せず、住民の生活環境が損なわれていると認める場合、改善勧告・改善命令を行うことができる。』と規定されている。立入り調査は可能か？

環境衛生課長：10月1日から悪臭防止法は施行される。悪臭苦情の申し出があった場合、指摘のような対応になる。

Q：市の記録によると住民から汚水垂流しの苦情が寄せられ、職員が見に行くと汚水は流れていないとの記録がある。雨が降るときにたびたび確認に行った。住民の方々がおっしゃる、『雨の日に汚水を流している』との訴えは事実と確認している。水質検査も含めて常時の監視が必要ではないか？

環境衛生課長：環境衛生課としては年2回実施の31事業場（39箇所）の水質検査を今後も継続する。農政課の答弁にあるように通常、一般の事業所については環境衛生課で県と連携して指導をするがこの畜産施設については、畜産環境保全対策指導指針があり、畜産の経営の保全の観点から農政関係の部署でちゃんと水質保全、悪臭防止についても指導すると明記してある。連携することになる。

Q：霧島市は苦情が途絶えたら問題は解決したと錯覚しているのではないかと住民の声がある。市民があきらめるのを待っているように思える。現在の環境衛生課、農林畜産課で解決するとの決意を聞きたい。

農林水産部長：今までは県と一緒にないと立入りが出来ないと認識していた。今までは県の指導が主体で

あった。市としては県が文書を出したときに合わせて申し入れ、あるいは法律的な管理基準では 100 頭未満のところには該当しない、法的な制限は出来ないが、苦情があったら市も指導あるいは申し入れを行い苦情が出ないようにする。農場主の許可を得て立ち入る、定期的な立入りを実施したい。雨の日にわざと流しているのではないかと発言があったが、そのようには思わない。溜枮的なところがオーバーフローしてそのまま流れている。そのような不具合な所があるから直せとの指導をしたときには良かった。農林水産部長に就任してから、昨年苦情は無かった。部長としては渡辺パークシャーの存在自体も知らなかった。今年になってからの苦情で、過去から苦情が続いていたことを始めて知った。原因はしっかり管理をする人がいたが、その管理者が辞めた途端に苦情が発生した。日頃の施設の点検に目が届かないことであろう。農場主にきちんと伝える。

生活環境部長：生活環境部としては水質汚濁の関係、臭気のある関係がある。基準を超える場合は生活環境部と農政と保健所と関係を取りながら対応する。

Q：渡辺パークシャーは黒豚の飼育に対し、確固たる理論、信念を持っている。こだわりを持っていることも承知している。霧島の黒豚ブランドの定着に大きな貢献があったことも認識している。惜しむらくは環境問題の認識に欠落があったことです。

地元にお住まいの方々は被害者であって、いわば、渡辺パークシャーは加害者です。無責任事業者のやりたい放題がまかり通っている。

このまま放置すれば行政不信が募る。市長の覚悟の程を伺う。

市長：議員の質問通告を受けて今月初めて渡辺パークシャーを訪ねた。本人とも会った。苦情に対応して欲しいと直接伝えた。9 月 8 日、社長名で市長宛文書が届いた。

内容は

この度は私の農場の事でご心配、ご迷惑をおかけし申し訳ございません。また近隣の皆様にご不快な思い、ご迷惑をおかけしました事を深くお詫び申し上げます。農場の環境対策につきまして私なりに取組んできたつもりですが、住民の方から市に苦情があったという事は対策に不備があったと言わざるを得ません。霧島市や市議会の指摘を真摯に受け止め、市の指導に従いながら会社として早急に出来ることは全て改善いたす所存でございます。今後ともご指導のほどよろしくお願いいたします。

このような文書が届いた。議員の最後のまとめの部分で認識を示された。私も本人と間近に向かい合って初めて話をするという場面であったが、確たる黒豚の必要性、その血統の正しさ、自分の仕事の誇らしい想いをとつとつとおっしゃった。同じ様な認識を持った。惜しむらくは環境問題に対して隣近所、下流の方々に対する最高の配慮がなされるべきと強く感じた。後は具体的に誠実に対処対応をしてゆくかが大切だ。

平成 27 年 9 月議会のやりとりです。

市の単独立入りも可能になります。渡辺パークシャーから市長への確約文書もできました。これを前提に市の職員は指導する義務があります。

汚水垂流し、悪臭を確認されましたら、即座に農政畜産課、環境衛生課に連絡してください。

私にも連絡願います。

中村満雄

霧島市霧島田口 2703 番地 99

0995-64-8922 080-8500-0803